令和８年 10 月 8 日
教育課程企画特別部会
**資　料　1　－　6**

令和 8 年 10月8日

一般社団法人日本若者協議会

**文部科学省　中央教育審議会**
**教育課程企画特別部会 発表資料**

**【日本若者協議会の主な提言内容】**

日本若者協議会では、学習指導要領改訂の議論に児童生徒の意見を反映させること、学習者視点のより良い教育を実現するために、2025 年 6月に文部科学省に「学習指導要領改訂に向けた提言」を提出した。

2020 年度から順次改訂された現行の学習指導要領のコンセプトである「主体的・対話的で深い学び」は、児童生徒の興味関心を尊重し、児童生徒同士や教職員・地域の人々との対話を通じて自己の考えを広げるという、時代に合ったものであり、これを加速させると同時に、授業体制や教育課程がそれに対応できておらず、カリキュラム・オーバーロード（学習内容・学習時間が過大となり、十分に消化できていない）を引き起こしていること、さらに内申点や受験勉強に追われるなど、社会からの過度な要請に対し、子どもは疲弊しており、「余白」や「子どもの権利保障」という観点が足りないという問題意識のもと、主に以下の内容を提言としてまとめた。

・学習指導要領に子どもの権利を記載し、学校で子どもの権利を保障すること。
・教員養成課程や教員への研修により、教員がきちんと子どもの権利を理解する環境を整備すること。
・生徒会の内容として、学校の意思決定に参画と明記すること。
・地域ごとに生徒会支援の専門人材を配置すること。
・学習指導要領改訂の議論に子ども若者を参画させること。
・探究学習のさらなる拡充のため、（高校の）必履修科目の時間を減らし、選択科目を拡充することで、それぞれが自由に学べるカリキュラムへと移行すること。
・性教育に関する歯止め規定を撤廃すること。
・高校入試における学力試験と内申書の原則使用の廃止（学校教育法施行規則の見直し）。

**【次期学習指導要領等に向けた審議まとめへの評価】**

**①「民主的で持続可能な社会の創り手」について**

まず学習指導要領の大きな目標として、「民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む」が掲げられ、学校が民主主義を学び、実践する場だと明確に位置付けられたことは画期的であり、とても高く評価する。

民主主義教育を実践する上で重要なのは、「公共」などの一部の科目で知識を教えるだけでなく、学校という一つの「社会」で民主主義を実践し、その価値や方法を体験を通して学ぶことである。

民主主義を経験する機会を増やすためには、特別活動をはじめ、様々な機会で児童生徒が対話と合意を重ね、学校の主権者として学校運営に関われるようにすることが重要であり、特に現状形骸化しがちな、生徒会活動の在り方・生徒会の権限を見直すことが必要である。その点、審議まとめにおいて、生徒会活動の内容として学校の意思決定に参画することや「子供主体のルール形成」「子供主体の学校行事」として、意見表明の機会の確保や安易な多数決の回避などが明記されているのは、高く評価で

きる。
その上で、ルールだけでなく、学校の授業方針や予算、設備など、学校全体に係る意思決定の場でも、生徒が参画することを期待したい（学校運営協議会に生徒の参加を義務付けるなど)。また、「意見を言っても何も変わらなかった」という“失敗体験”を防ぐために、校長や教師によるフィードバックをきちんとすること、内申点が減点されないなど、率直な思いを述べやすい環境を作れるよう、こども家庭庁の意見反映のガイドラインも参考に、こども基本法の考え方や成功例などを解説書に記載することを求める。
さらに、2015 年から本格的に導入された主権者教育は、質・量ともに多く課題が残っており、より現実的な事象を取り扱いやすいように、授業内で「こども若者★いけんぷらす」や「パブリック・コメント」を活用する、議会と連携し、地方議員との議論の機会を増やすなど、行政や議会の協力も求めたい。
「情報活用能力の抜本的向上」においても、メディアリテラシーなど主権者教育に欠かせない能力が記述されているのは高く評価できるものの、現状の「情報」の教員養成課程のカリキュラムとは乖離があるため、民主主義の重要性など、主権者教育の要素も教員養成課程で幅広く教えることを求める。

**②「『余白』の創出を通じた教育の質の向上」について**

近年学校現場で広まってきた探究学習やアクティブ・ラーニングは一斉教授と比べて時間を要するプロセスであり、今までの内容の全てを、これらのプロセスを大事にしながら消化していこうというのは現実的ではない。また児童生徒の興味関心や進路の多様性に沿って授業を受けられるようにするためには、「余白」や「弾力化」が重要であり、その点、「調整授業時数制度」の創設や「教科書の精選」など、「余白」の創出が章立てされているのは高く評価できる。

**③実現可能性の確保について**

現行の学習指導要領はコンセプトは良かったものの、実装環境が十分に整っていない状況だと認識しているが、今回の改訂においては、基盤の考え方の一つに、「実現可能性の確保」が入っているのは高く評価できる。「調整授業時数制度」の創設や「教科書の精選」の評価は上記と重なるが、より独自性の高い授業を実施するためには、教師の研鑽が求められ、教員研修の充実を図ることも必要である。
今回の改訂において、「指導体制改善プラン～To-Be～」が記載されているが、例えば臨時免許状所有者・免許外教科担当数の令和 7 年度の 2,406 から令和 10 年度の 0 などはやや希望的観測すぎる印象も受けるため、きちんと予算を確保し着実な実施を求める。

**④保健体育での性教育について**

性犯罪・性暴力対策として「生命の安全教育」が始まっているが、まだまだ各学校で十分な実践が見られておらず、学校内で生徒同士の盗撮事件も広がっていることから、学習指導要領とも紐付けながら、さらなる拡充をしていくことが必要である。その点、審議まとめでは、「教材の内容と学習指導要領との関連性を分かりやすく示」すことが明記されており、外部専門家の活用促進策も含め、着実に実施することを期待したい。
また性教育に対しては政治家による介入の歴史から、まだ現場で萎縮する空気が残っており、審議まとめにあるように、「学習指導要領においては現場における指導をためらわせることがないような記

載」をするよう求める。

**⑤政策立案過程への子ども若者の参画について**

今回の学習指導要領改訂においては、『こども若者★いけんぷらす』を用いて子どもの意見を聞いたことや、審議のプロセスにおいても直接生徒会長らから意見を聞いたことは高く評価できる。また 2025 年の我々の提言では、解決策となる案についてもニーズと合致しているか確認することが重要であり、そのため改訂案ができたタイミングでも、再度『こども若者★いけんぷらす』等を用いて子どもの意見を聞くことを求めたが、今回若者の当事者団体である日本若者協議会に発言の機会を頂いたことに感謝するとともに、高く評価したい。

**【その他求める施策】**

**・地域ごとに生徒会支援の専門人材の配置**

今後生徒会活動において、今まで以上に対話・合意形成が重視されることを考えると、その支援をする専門人材が求められるが、すぐに専門性のある教職員を配置することは現実的に難しく、民間との連携が重要になると考える。そのため、専門職の養成と同時に、ノウハウを有する NPO や主権者教育団体、弁護士らとの連携・支援を求める。また生徒会活動は、生徒の入れ替わりが激しいためにノウハウの共有や積極的な活動の継続が難しく、東京都世田谷区や千葉市の「生徒会サミット」（教育委員会主催）などの事例も参考に、地域内の生徒同士の交流の促進も求める。

**・探究学習の質的課題**

現状下準備が十分でない形での「探究学習」が見られ、大学の研究者などのコスト増にも繋がっている。事前に学校内で先行研究の方法やリサーチクエスチョンの出し方などを教え、より効果的な学習になるよう、解説や補助教材の作成を求める。

**・画一的な評価基準の是正**

中村高康・東京大学教授らの調査（2020 年 3月）等にもあるように、受験や内申書などにより、生徒たちは、常に他者の目線（評価）を気にした学校生活を送らざるを得ない状況となっており、それが息苦しさにつながったり、自己肯定感の低さを生み出している。

実際、諸外国では中学校まで、成績の数値化や順位付けをしないなど、子ども一人ひとりの個性や可能性を大事にするための工夫が見られる。

不登校や発達障がいなど様々な事情で内申点を取りにくい生徒の可能性を閉ざさないためにも、内申点を考慮しない受験など、様々な評価方法、受験方法を広めていくことを求める。

具体的には、現状、学校教育法施行規則によって、高校入試で、学力試験と内申書を使用することが原則とされており、これを廃止することを求めたい。審議まとめにおいても、「高等学校の入学者選抜は、特別な事情がある場合を除き調査書及び学力検査に基づいて行うとする学校教育法施行規則第 90 条の規定の在り方についても検討すべきである。」と記載があり、この検討を進めてもらいたい。

以上